

計画骨子（基本理念、基本目標、施策の体系）案

1 基本理念

これまでの障がい者施策は「共生社会の実現」に向け、生活支援サービスの確保をはじめ、保健・医療・福祉・教育など、様々な分野における支援体制を構築することが目標とされてきました。また、第5期の障害福祉計画に対する基本指針では、福祉施設・病院から地域への地域移行、地域生活支援拠点の整備など、障がいがあっても地域で生活できる仕組みが求められており、ニッポン一億総活躍プランにおいても「地域共生社会の実現」に向け、地域づくりの重要性がうたわれている状況にあります。

平成23年度に策定した赤穂市障がい者福祉プランは、「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念に、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、様々な施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。また、本市では平成29年3月に「第2期赤穂市地域福祉計画」を策定し、地域における市民・団体・事業者・行政など多様な主体による助け合い、支え合いの仕組みを整え、すべての人にやさしい協働によるまちづくりをめざしています。

今年度行ったアンケート調査において、「障がいを理由とした差別や偏見を受けた経験」を尋ねたところ、以前（平成23年）に比べ差別がある人は減少しているものの、差別を受けた人は一定存在しており、特に若い年代で受けた経験があると答えた人が多くみられました。また、障がい者団体・事業所を対象に行ったアンケートにおいても、様々な機会や場を活用して、障がいや障がいのある人に対する理解や交流促進を求める声も多くみられました。

このように障がいのある人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められており、市民・団体・事業所・企業・行政などが連携・協働しながら進めていくことが重要となります。

本計画では、赤穂市障がい者福祉プランの基本理念である「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を継承し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりを、本市に住む人・関わる人全員で実現に取り組んでいきます。

基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

2 基本目標

掲げた基本理念を実現するため、7つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 障がいに対する理解の促進

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていきます。

また、様々な場や機会を活用して障がいのある人とない人との交流を促進するとともに、民生委員・児童委員や各種団体、学校、事業所などと連携し、障がいに対する理解を深めることで、赤穂の福祉力のさらなる向上をめざします。

基本目標2 日常生活を支える支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援、権利擁護まで、幅広く障がいのある人を支える体制の充実を図ります。

基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援

障がいのある人の雇用促進は、社会参加の促進と自立した生活の実現、経済的な安定につながることから、一般企業等に対して障がい者雇用への理解促進を図り、障がいの種類や特性に応じた働き方ができるよう、福祉的就労も含めた環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標4 心と体を支える保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の適切な予防および早期発見・早期治療の推進を図り、生まれたときから高齢期まで、各ライフステージに応じた健康保持・増進等のための各種保健事業の推進を図ります。

また、各関係機関と連携を図りながら、障がいのある人が身近な地域で必要な医療・リハビリテーションが受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

基本目標5 子どもの健やかな成長の支援

障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、希望に応じた必要な教育・療育が受けられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校および特別支援学校等の充実を図り、子ども達の健やかな成長につながるよう取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもが身近な地域において、障がいの種類・特性に応じた適切な療育が受けられるよう、各種サービスの確保と充実に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育など様々な関係機関と連携しながら支援体制の充実に努めます。

基本目標6 安心して暮らせる地域づくり

障がいの有無に関わらず、だれもが地域で安心して、安全に暮らすことができるよう、住まいの場が確保できるよう支援するとともに、防災・防犯対策に取り組めます。

また、障がいのある人に関わらず子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい公共施設や公共交通機関、道路、公園などの整備に努めるとともに、だれもが利用しやすく配慮されたユニバーサルデザインの考えに基づいた福祉のまちづくりを進めます。

基本目標7 社会参加の促進

障がいのある人本人の自己実現とQOL（生活の質）の向上につながるよう、障がいのある人の地域社会への参画と協働の機会を広げることができるよう取り組めます。

また、スポーツ活動や文化活動の促進、余暇活動の場の確保など、障がいのある人がこころと体の豊かさを享受できるよう支援します。

3 施策の体系

以下の体系に沿って計画を推進していきます。

基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

